

## 指 定 管 理 者 募 集 要 項

### 1 指定管理者募集の趣旨

松原地区公民館については、管理運営に当たり、利用者サービスの向上、一層の効率的かつ効果的な運営等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び始良市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成22年始良市条例第56号。以下「指定手続条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を募集します。

### 2 施設の名称等

名称	松原地区公民館
所在地	始良市松原町1丁目16番地2

### 3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

### 4 指定管理料の上限額

指定管理料は、応募者からの提案によるものとします。ただし、上限額（消費税を含みます。）については、次のとおりとします。

5年間の合計額 22,860,000円

### 5 指定管理者の業務の範囲

指定管理者が行う業務について、基本的な内容は次に掲げるとおりとします。（詳細は、別添「業務仕様書」によります。）

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 利用者の安全管理に関する業務
- (4) 災害時における避難所運営の支援に関する業務
- (5) その他市が必要と認める業務

### 6 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

松原地区公民館の管理運営を行う能力を有する法人その他の団体で、次の要件を満たすものであることとします（個人での応募はできません。）。

ア 本市の指名停止処分を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。

オ 次に該当する法人等でないこと。

- ① 市長及び市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人（以下「役員等」という。）の地位にある団体（複数の地方公共団体が出資しているものを除く。）
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は団体の役員等のうちに同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のある団体
- ③ 団体又は団体の役員等が自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している団体
- ④ 団体又は団体の役員等が暴力団又は暴力団員に対し、不当に金品その他の財産上の利益又は役務の供与をしている団体
- ⑤ 団体又は団体の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- ⑥ 団体又は団体の役員等が、下請契約、物品の購入契約その他の契約を締結する相手方について、暴力団又は暴力団員がその事業活動を実質的に支配していることを知りながら当該契約を締結している団体

上記オの資格要件確認のため、提案時に始良警察署へ欠格事由に該当するか否かを照会することがあります。

## (2) グループによる応募

複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し、応募してください。

なお、グループの構成員となった場合には、別に単独で応募することはできません。また、他の複数のグループの構成員になることもできません。

## 7 応募書類等

応募の際は、次の書類を提出してください。

なお、グループ応募の場合は、5、6及び7の書類は構成員となる全ての法人等のものを提出してください。

提出部数は、正本1部、副本6部とデータも併せて提出してください。  
(正本は全て原本(原紙)とし、副本は写し可)とします。

書 類	
1	指定管理者指定申請書(様式3)
2	事業計画書(様式4)
3	収支計画書(様式5)
4	管理運営費提案書(様式6)
5	応募する法人等に関する書類
①	法人等の概要(様式7)
②	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
③	法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合)
④	事業報告書及び確定申告書(いずれも直近3事業年度分) [税務署に報告している別表・決算書・勘定項目明細等全てのもの]
⑤	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (未納がないものを証するもの)
⑥	主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村 民税の納税証明書 (未納がないことを証するもの)
⑦	類似施設の管理に関するこれまでの業務実績を記載した書 類
6	指定管理者指定申請に係る誓約書(様式8)
7	役員等名簿
8	グループ協定書(グループ応募の場合に限る。様式9)

## 8 応募書類の受付

- (1) 受付期間 令和8年7月13日(月)～7月17日(金)  
8時30分～17時15分
- (2) 提出先 始良市教育委員会社会教育課生涯学習係
- (3) 提出方法 応募書類を上記の提出先に直接持参又は郵送(7月17日必着)で提出してください。これ以外の方法による提出はできません。

## 9 募集要項等の配布

- (1) 配布場所
  - ・始良市教育委員会社会教育課生涯学習係
  - ・始良市のホームページからダウンロード  
(HPアドレス <https://www.city.aira.lg.jp/>)

(2) 配布期間

令和8年6月1日（月）～6月23日（火）

（窓口配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分～17時15分）

10 募集説明会の開催

募集説明会に出席されない場合は、応募できません。

(1) 開催日時 令和8年6月26日（金）14時から

(2) 開催場所 松原地区公民館

（当日は、上記会場まで直接お越しください。）

(3) 参加申込 募集説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、令和8年6月24日（水）までに、持参・郵送・FAX又は電子メールで始良市教育委員会社会教育課生涯学習係に提出してください。

【郵送】〒899-5492 始良市宮島町25番地

始良市教育委員会社会教育課生涯学習係あて

【FAX】0995-55-8359（始良市教育委員会社会教育課生涯学習係あて）

【電子メール】gakushu@city.aira.lg.jp

(4) その他

- ・説明会当日は、この募集要項及び業務仕様書を持参してください（説明会当日の配布はありません。）。
- ・説明会当日は、現地見学を予定していますが、一般利用者の利用に支障がない範囲での実施となります。
- ・事前に参考図書（施設図面や備品台帳等）を閲覧されたい場合は、始良市教育委員会社会教育課生涯学習係へご連絡ください。

11 募集に関する質問の受付

募集内容に関する質問がある場合、次により受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年7月1日（水）～7月7日（火）

(2) 提出方法 質問票（様式2）に記入の上、持参・郵送・FAX又は電子メールで始良市教育委員会社会教育課生涯学習係に提出してください。

(3) 回答 質問をいただいた団体及び募集（現地）説明会に参加いただいた全団体に対し、令和8年7月10日（金）にFAX又は電子メールで回答します。

（令和8年7月10日（金）に、市のホームページに掲載します。）

（HPアドレス <https://www.city.aira.lg.jp/>）

12 その他留意事項等

(1) 接触の禁止

始良市指定管理候補者選定等委員会委員に対しての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(2) グループの構成団体の変更

グループで応募する場合、原則、応募書類の提出後の代表団体及び構成団体の変更は認めません。

(3) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、指定管理者指定申請に係る応募辞退届（様式10）を提出してください。

提出先：始良市教育委員会社会教育課生涯学習係

(4) 提案内容変更の禁止

いったん提出された書類の内容を変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とします。

(6) 応募書類の取扱い

① 市に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

② 市は、指定管理者の選定結果の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

③ 応募書類は、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第2条第2項に規定する公文書に該当します。

(7) 費用負担

応募に際して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(8) 応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とします。

(9) その他

① 市が提供する資料を応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

② 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

### 13 審査及び選定に関する事項

(1) 応募書類、応募資格等の確認

提出された応募書類は、市が内容を確認し、その内容について、疑義が生じた場合は照会等を行うことがあります。

所定の応募資格を満たしていない場合は、審査の対象外となります。

(2) 始良市指定管理候補者選定等委員会による選考

指定管理候補者の選定に当たっては、「始良市指定管理候補者選定等委員会」（以下「選定等委員会」という。）において、提出された応募書類を総合的に評価し、その選考を経て指定管理候補者を決定します。

[選定等委員会の構成]

委員長：副市長

委員：外部委員 6 人（学識経験者等）、市職員 3 人

ア 第 1 次審査

- ① 提出された応募書類により審査を行います。
- ② 第 1 次審査の結果は、応募者全員に通知します。
- ③ 第 1 次審査の通過団体は、概ね 2 団体程度を予定しています。

イ 第 2 次審査

- ① 第 1 次審査通過者を対象に、提出された応募書類の内容等について説明いただくほか、委員の質問に回答していただきます。第 2 次審査の評価により、指定管理候補者を選定します。
- ② 第 2 次審査の結果は、対象者全員に通知します。

(3) 審査基準

第 1 次審査及び第 2 次審査では、「松原地区公民館指定管理候補者選定評価基準」に掲げる項目ごとに、評価を行います。

**松原地区公民館指定管理候補者選定評価基準**  
(第 1 次・第 2 次評価項目)

評 価 項 目	配 点
1 施設の目的や特性等に合致した基本方針(5点)	
① 施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。	5
2 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか(20点)	
① 基本的な考え方は適切か。	5
② 具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか。	5
③ ニーズの把握やその対応策が提案されているか。	5
④ トラブルや苦情処理への対応策が提案されているか。	5
3 市民の平等な利用の確保(5点)	
① 市民が利用するに当たって平等かつ公平に利用できるよう配慮されているか。	5
4 財務の健全性(10点)	
① 確実な財政基盤を有しているか。	5
② 安定的な管理運営を行う資金計画等であるか。	5
5 類似施設の管理運営実績(5点)	
① 類似業務の実績を有し、成果を上げているか。	5

6	運営体制・組織（25点）	
	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。	5
	② 管理運営にあたる人員配置が合理的か。	5
	③ 施設の管理運営にあたる人員が必要な資格、経験等を有しているか。	5
	④ 職員の資質、能力向上を図るよう考慮されているか。	5
	⑤ 地域住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	5
7	安全管理・緊急時の対応等（15点）	
	① 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分考えられているか。	5
	② 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。	5
	③ 施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分考えられているか。	5
8	利用者サービスの向上（10点）	
	① 休館日、利用時間の設定に関する適切な提案があるか。	5
	② 利用者の要望、意見等を把握し、運営に反映する具体的な仕組みがあるか。	5
9	利用の促進（5点）	
	① 施設の設置目的に応じた営業、広報活動に関する効果的な提案があるか。	5
10	自主事業（事業内容、利用時間、料金体系等）の適正性・有効性等（5点）	
	① 施設を有効に活用した具体的で実効性のある自主事業又は現行のサービスを維持向上する計しているか。	5
11	経費の縮減・適切な経費の算定（20点）	
	① 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。	5
	② 経費を縮減するための実施可能な提案があるか。	5
	③ 利用料金制を導入する施設については、利用料金の設定が適切であるか。	5
	④ 施設の管理運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。	5
12	事業計画の妥当性（15点）	
	① 当該施設の設置目的にかなった事業設定か。	5
	② 収支計画及び実施計画は妥当か。	5
	③ 既存施設の有効活用が図られているか。	5
13	法人等の事務所又は事業所の所在地（5点）	
	① 法人等の事務所又は事業所が既に市内に設置されているか、又は指定管理業務開始までに市内に設置されるか。	5
14	地域貢献（市民雇用率）（5点）	
	① 当該業務に従事する職員のうち、始良市民が占める割合はどの程度か。	5

※1次審査の結果は、2次審査には持ち越ししません。

第2次審査において評価が最も高い応募者を指定管理候補者に、次順位の応募者を次点候補者として選定します。指定管理候補者の辞退等が発生した場合、次点候補者に交渉権を付与します。

なお、評価が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価となった場合は、候補者として選定しないことがあります。また、一

定の評価に達した団体がない場合は、適格者なしとする場合があります。

(4) 指定管理者の指定手続等

指定管理候補者に選定された団体については、指定管理者として指定する議案を始良市議会（令和8年12月第4回定例会を予定）に提案し、議決後に指定管理者として指定します。指定に当たっては、指定団体へ文書で通知するとともに、その旨を告示します。

(5) 情報公開について

選定結果については、市のホームページ等で公表します。また、公開対象文書及び公開基準については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び始良市情報公開条例により、別途定めることとします。

14 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び指定管理者提案事業に関し、包括的な事項を定めた基本協定並びに年度ごとの実施事項等を定めた年度協定を締結します。ただし、指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当すると認められた場合は、市は協定を締結しないことがあります。

- (1) 財務状況等の悪化により、本事業の業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的信用を損う等により、指定管理者としてふさわしくないと認めるとき。
- (3) その他正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

15 募集、選定等のスケジュール

募集要項等の配布	令和8年6月1日（月）～6月23日（火）
募集説明会	令和8年6月26日（金） [参加申込期限：令和8年6月24日（水）]
募集要項等に関する質問の受付	令和8年6月29日（月）～7月3日（金）
募集要項等に関する質問への回答	令和8年7月10日（金）
応募書類の受付	令和8年7月13日（月）～7月17日（金）
選定等委員会における1次審査	令和8年9月下旬頃
1次審査の結果通知	令和8年9月下旬頃
選定等委員会における2次審査	令和8年10月中旬頃
選定結果の通知	令和8年10月中旬頃
指定管理者の指定議案の提案	令和8年12月第4回定例会（予定）
指定管理者との基本協定の締結	令和9年1月～3月
指定管理業務の開始	令和9年4月1日

16 指定の取消し等

- (1) 指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、基本協定を解除するとともに、指定を取消したり、期間を定めて指定管理業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。(この場合、指定管理者に損害が生じてても市は賠償しません。また、指定管理料の減額、又は既に支払った指定管理料の返還、市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。)
- (2) 大規模災害の発生その他不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、施設の維持や業務の継続が困難となった場合、基本協定を解除し、指定を取り消す場合があります。(この場合、損害の賠償については、市と指定管理者で協議します。)

## 17 担当部署

〒899-5492 始良市宮島町25番地

始良市教育委員会社会教育課生涯学習係

電話 0995-66-3759 FAX 0995-55-8359

E-mail [gakushu@city.aira.lg.jp](mailto:gakushu@city.aira.lg.jp)